特別児童扶養手当は，お子さんの健やかな成長を願って、20歳未満で，精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のあるお子さんをご家庭で保護，監督しているお父さんやお母さん，または養育している方に対し，支給される手当です。

◇次の場合は手当を受けることができません。

1 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
通所施設，母子生活支援施設，短期入所，共同生活介護は除きます
2 児童が，障害を原因とする公的年金を受けることができるとき
3 児童や，父もしくは母，または養育者が日本国内に住んでいないとき
4 手当を請求される方（父，母または養育者など）の前年の所得が一定額以上あるとき
もしくは，手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき

特別児童扶養手当を受ける手続

お住まいの市福祉事務所または町村役場で申請の手続をしてください。

（添付書類）

1 あなた（請求者）と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国人の方は国籍などを省略していない住民票）
2 あなたの世帯全員の住民票
3 認定のための診断書（用紙は市福祉事務所または町村役場にあります）
4 その他必要なもの
印鑑・手当の振り込みを希望するあなた名義の金融機関の通帳（詳しくは市福祉事務所または町村役場におたずねください）

特別児童扶養手当の額

重度障害児の場合は1級，中度障害児の場合は2級とされ（別表参考），それぞれ対象児童の障害の等級と人数に応じて支給されます。具体的な金額については市福祉事務所または町村役場におたずねください。

ただし，前年の所得が一定額以上の方は，その年度の8月から翌年の7月までの手当の支給が停止になります。

特別児童扶養手当の支払日

手当は，請求した月の翌月分から支給され，年3回，支給月の前月までの4ヶ月分が支払われます。

4月期（12～3月分）→4月11日
8月期（4～7月分）→8月11日　　（11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）
12月期（8～11月分）→11月11日

特別児童扶養手当の受領方法

指定の金融機関の口座に振り込まれます。ただし，受給者の名義に限ります。

特別児童扶養手当を受けることとなった場合の届出

手当の受給中には，必要に応じ，そのつど次のような届出が必要です。

所得状況届	所得の限度額を超えているかどうかの確認のため，受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの期間に提出します。
再認定請求書	引き続き手当が受けられるかどうか，原則として，定められた時期に診断書と一緒に提出します。
資格喪失届	受給資格がなくなったときに提出します。
額改定届（減額）	対象児童の人数が減ったときに提出します。
その他の届	氏名，住所，金融機関の変更，証書をなくしたときなど提出します。
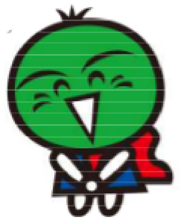
請求の手続き，その他福祉制度について詳しくお知りになりたい方はお住まいの市福祉事務所，町村役場，または各総合県民局へお問い合わせください。